

別紙

答申第150号

答 申

1 審査会の結論

島根県公安委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分のうち、別表2に掲げる部分は公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成30年1月18日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成29年12月14日開催の公安委員会会議の議題2である公安委員会宛て『苦情の申出』について、

1 当該苦情の内容がわかる資料

2 当該苦情に対する説明とその決定となった原案資料（起案、決裁過程を含む。）」である。

(3) この請求に対して実施機関は、平成30年2月2日付けで公開決定等の期間延長を行った後、同年2月15日付けで、次のとおり部分公開決定を行った。

ア 対象公文書

(ア) 苦情受理報告書

(イ) 苦情処理報告書

(ウ) 公安委員会会議録（平成29年12月14日開催分）

イ 公開しない部分及びその理由

別表1のとおり

(4) 審査請求人は、この決定を不服として、平成30年3月9日に審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成30年4月12日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件部分公開決定処分取消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は、次のとおりである。

ア 条例第7条第2号本文において、「他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができる」要件を充足すれば「個人に関する情報」に該当し、非公開となる。しかしながら、通常、苦情の申出をした警察署名が公開されたとしても、当該警察署管内の誰によるものかを識別することは、本人又は当該警察署関係者が口外しない限り、不可能である。

イ 条例第7条第2号本文後段において、「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれ」の要件を充足すれば、「個人に関する情報」に該当し、非公開となる。

しかしながら、この「おそれ」の対象となる情報とは、「医療機関のカルテ、反

省文などのように個人の人格と密接に関連するような情報」（島根県情報公開条例解釈運用基準13頁）をいう。苦情の申出人が、あえて公安委員会以外の外部に知られたくないとの意思表示をしているならいざ知らず、公安委員会が「個人の人格と密接に関連する」と判断し、外部に知らしめないのは、不都合を外部に知らしめたくないという疑念を生じさせるものであり、公安委員会が「その内容、文章の組立て、表現方法等から個人の人格と密接に関連するような情報」と判断することは、検閲的行為と言われても致し方なく、恣意的思惑が垣間見えるところである。

ウ 条例第7条第2号ただし書きウにおいて、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の「氏名情報」は、「当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」及び「当該公務員等が規則で定める職にある場合」の両方に該当する場合のみ、非公開となる。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 苦情受理報告書について

苦情受理報告書とは、公安委員会に対する苦情の申出について、これを受理した所属が公安委員会へ報告を行うために作成する書類であり、苦情申出者からの苦情申出書等が添付されている。

このうち、苦情申出者の氏名・電話番号及び関係警察署名について、「公開することにより、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るおそれがある情報」として条例第7条第2号（個人情報）に該当することから非公開とした。

また、苦情申出書のうち、申出者の住所・氏名及び連絡先については、上記理由に同じとして、また、申出趣旨等については、その内容、文章の組立て、表現方法等から個人の人格と密接に関連するような情報であり、「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として条例第7条第2号（個人情報）に該当することから非公開とした。

(2) 苦情処理報告書について

苦情処理報告書とは、公安委員会に対する苦情について、警察本部長が行った処理結果を、公安委員会に報告する際に作成する書類であり、苦情の調査等を行った結果が添付されている。

このうち、苦情申出者の住所・氏名及び年齢、苦情申出人からの相談受理日時・相談内容・相談先警察署名及びその他の言動について、上記(1)と同じ理由により条例第7条第2号（個人情報）に該当することから非公開とした。

また、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名について、条例第7条第2号ただし書きウに定める規則（島根県情報公開条例施行規則）に該当し、同号ただし書きア及びイに該当しないことから非公開とした。

(3) 公安委員会会議録（平成29年12月14日開催分）について

公安委員会会議録とは、公安委員会の開催ごとに、説明者や公安委員の発言内容を記載した会議録であり、当該会議資料が添付されている。

本件においては、本議題以外の議事案件に関する会議録及び会議資料についても公開対象としている。

このうち、特定の個人の住所、年齢、事案の発生年月日・時間・発生場所及び警察署名について、「公開することにより、特定の個人が識別され、もしくは識別され得

るおそれがある情報」として、条例第7条第2号に該当することから非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出について

島根県警察職員の職務遂行について苦情がある場合には、島根県公安委員会に対し、文書により苦情の申出をすることができることされており、その取扱いについては、公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規則（平成13年6月1日島根県公安委員会規則第8号）により規定されている。

苦情の定義について、同規則第2条は「警察職員が職務執行において違法若しくは不当な行為をし、若しくはすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服又は警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。」と規定している。

警察本部及び警察署で受理した苦情は、同規則第3条の規定により、速やかに公安委員会及び警察本部長に報告するものとされており、警察本部長は、同規則第4条の規定により、当該苦情に係る事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を講じるとともに、当該苦情の処理の結果を公安委員会に報告するものとされている。

また公安委員会は、同規則第5条の規定により、警察本部長の報告を踏まえ苦情申出者への通知内容を決定し、苦情申出者に処理の結果を通知するものとされている。

(3) 審査の対象について

本件対象公文書は上記2(3)アのとおりであるが、審査請求人は意見書において、以下の項目について公開を求めている。

ア 警察署名及び市の名称

イ 苦情申出書の申出の趣旨及び添付資料

ウ 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名

上記の非公開部分について、実施機関は、別表1のとおり、条例第7条第2号に該当し非公開としていることから、当審査会として、本号該当性について検討することとし、その他の非公開部分についての判断は行わないものとする。

(4) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別す

ることはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報（本号ただし書きア）、人の生命等を保護するために公開が必要な情報（本号ただし書きイ）や、当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書きウ）は非公開情報からは除かれる。

イ 「（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開になるという趣旨である。

「他の情報」には、公知（周知）の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれる。一方で、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、基本的には、「他の情報」には含まないものである。

「他の情報」の範囲については、当該個人情報の内容や性質等によって、個別に判断することが必要となる。

ウ 「特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未発表の著作物のように特定の個人が識別されないように氏名が除かれていても、公開することにより個人の財産権その他正当な利益を害するおそれがあるような情報や、医療機関のカルテ、反省文などのように個人の人格と密接に関連するような情報とされている。

(5) 警察署名及び市の名称について

ア 警察署名及び市の名称について、実施機関は、公開することにより、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るおそれがあるとして、条例第7条第2号に該当すると主張している。一方、審査請求人は、上記3(2)アのとおり、苦情の申出をした警察署名が公開されたとしても、当該警察署管内の誰によるものかを識別することは不可能である旨を主張しているため、当審査会としては、警察署名及び市の名称が特定の個人を識別することができる情報に該当するか否かについて検討する。

なお、審査請求人は意見書において、上記2(3)アの対象公文書のうち、苦情受理報告書に記載された警察署名について公開を求めているが、当審査会において対象公文書を見分したところ、その他の対象公文書に記載された警察署名及び市の名称についても、同種の情報であることが確認できた。

イ 警察署名及び市の名称を非公開としたことについて、実施機関に補足説明を求めたところ、その内容は以下のとおりであった。

対象公文書「苦情処理報告書」によれば、苦情申出者は、その所有していた家を不動産業者により違法に落札された旨を訴えていることが分かり、その上で警察署名又は市の名称を公開すると、申出者が所有していた家の所在地である市が判明する。

その上で、苦情申出年月日、相談期間及び回数、詐欺罪及び宅地建物取引業法違反として被害の届出をしようとしていた、等の事情を組み合わせれば、条例の規定では何人でも請求の理由や公開を受けようとする公文書の利用目的を問われずに公開請求できることから、仮に申出者の近親者、地域住民等であれば保有し、又は

入手可能であると通常考えられる情報も組み合わせれば、申出者が識別され、又は識別され得るものである。

ウ 当審査会において対象公文書を見分したところ、部分公開決定において既に公開されている部分からは、申出者の自宅が競売にかけられ、不動産業者により違法に落札された旨を訴えていることや、詐欺罪及び宅地建物取引業法違反として被害の届出をしようとしていたこと等が明らかとなっていることが確認できた。

上記のとおり、本件対象公文書には、本件苦情申出に至るまでの対応とは別に、申出者個人の私生活に関する内容が含まれており、当該内容は、通常、他人に知られたくない情報であると認められる。

エ 不動産の競売手続は、当該不動産の所在地を管轄する地方裁判所（支部を含む。）が所管しており、債権者の申し立てにより債権の回収を行うもので、民事執行手続の一つである不動産執行手続に該当するものとされている。

裁判所ホームページによれば、競売手続においては、売却の情報を広く周知するため、裁判所の掲示場への公告のほか、インターネット上の不動産競売物件情報サイト（B I T）で売却物件の情報提供が行われており、日刊新聞や住宅情報誌などに広告を出している裁判所もあるとのことである。

このうち、過去の競売情報については、上記の不動産競売物件情報サイトで閲覧できるものの、確認出来るのは過去3年間のデータとなっており、閲覧できる内容も、最寄りの駅やバス停から対象物件までの距離のほか、土地については地目及び面積、建物については構造、築年月日及び床面積であり、一般的には特定の個人を識別することができない情報に限定されていることが確認できた。

オ これを本件についてみると、本件公開請求が行われた時点において、上記の不動産競売物件情報サイトを閲覧すれば、申出者の自宅に係る競売情報を含む、過去の競売情報が確認できたものと考えられるが、上記のとおり、その内容は一般的に個人を識別することができない情報に限定されているものであり、申出者個人を特定することまではできなかったものと思料される。

しかし、上記ウで述べたとおり、申出者の自宅に係る競売情報は、通常、他人に知られたくない情報であると認められる。また、上記エで述べたとおり、過去の競売情報であっても、最寄りの駅やバス停から対象物件までの距離等の情報が公表されていることからすれば、実施機関が説明するように、一般に特定することは困難であっても、特定の地域住民等であれば、申出者が識別され、又は識別され得る可能性がないとは言い切れない。

以上のことから当審査会としては、警察署名及び市の名称について、実施機関が条例第7条第2号に該当し非公開としたことは妥当であると判断する。

(6) 苦情申出書の申出の趣旨及び添付資料について

ア 上記4(1)のとおり、苦情申出書の申出の趣旨及び添付資料について、実施機関は、「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、条例第7条第2号に該当すると主張している。一方、審査請求人は、上記の「おそれ」の対象となる情報とは、「医療機関のカルテ、反省文などのように個人の人格と密接に関連するような情報」であると主張していることから、当審査会としては、苦情申出書の申出の趣旨及び添付資料が、上記の「おそれ」の対象となる情報に該当するか否かについて検討する。

イ 苦情申出書の申出の趣旨及び添付資料を非公開としたことについて、実施機関に

補足説明を求めたところ、その内容は以下のとおりであった。

(ア) 一般に、苦情申出制度の対象となるのは、捜査、交通取締り、告訴・告発等の取扱い、警察職員の執務の態様等に対する不満を個別具体的に示した苦情であり、制度の運用に際しては、苦情申出人その他関係者のプライバシーの保護等に配慮する必要がある。

苦情申出書については、必ず記載すべき事項は定められているが、様式の定めはなく、書式や資料の添付は任意であり、言い回し等の表現も含め、苦情申出人それぞれの特徴、独自性が表れるものである。

都道府県公安委員会に対して苦情申出があったときは、警察法第79条第2項の規定により、これを誠実に処理し、処理の結果を文書により苦情申出人に通知しなければならない。当該苦情申出の詳細な内容や処理の結果については、広く一般に公表しておらず、苦情申出人は、他者の行う公文書公開請求によって自身の提出した苦情申出書が加工、要約等なくそのままの形で公開されることは想定していない。

(イ) 苦情申出書について、氏名、生年月日等の直接個人を識別することができる情報を除いて公開しても、苦情申出人にとっては、公開されることで自己の思想・信条を公にされることになり、特定の個人を識別することはできないが、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、苦情申出書の申出の趣旨及び添付資料については全体を非公開としたものである。

(ウ) 苦情申出書の申出の趣旨及び添付資料については、公開することにより、苦情申出人の、自己の提出した苦情申出書を本人の関知しないところでみだりに公開されない権利利益を害するおそれがある。

ウ 当審査会において対象公文書を見分したところ、本件苦情申出書の申出の趣旨の部分には、申出者の自宅が不動産業者により違法に落札された旨を訴えていることを発端として、本件苦情申出に係る警察職員の執務の態様に対する不満等が記載されていることが認められた。また、申出の趣旨の内容についても、添付資料を根拠として、苦情申出者自身の体験や意見とともに具体的に記載されていることが確認できた。

エ 添付資料についても、当審査会において記載内容を確認したところ、そのうち20枚目から22枚目及び27枚目から32枚目については、実施機関が作成した苦情処理報告書の「別添1 調査結果及び処理方針(案)」において、その標題や記載内容が公開されていることが認められた。

また、添付資料のうち23枚目から26枚目の内容は、苦情の申出に関する一般的な取扱いを記載したに過ぎないものであることが確認できた。

上記の添付資料(以下「添付資料①」という。)については、インターネット等で誰でも入手可能な情報であり、また、苦情申出制度が、都道府県警察の職員の職務執行について苦情を申し立てるものであることから、上記の資料を添付しているという事実を公開しても、苦情申出者個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められないことから、条例第7条第2号には該当しないと判断する。

オ 一方、上記エにおいて、条例第7条第2号に該当しないと判断したもの以外の添付資料(以下「添付資料②」という。)についても、当審査会において記載内容を確認したところ、本件苦情申出者の申出内容が具体的に記載された申出の趣旨を補完する

ものであることが認められた。

以上のことから当審査会としては、苦情申出書の申出の趣旨及び添付資料②については、条例第7条第2号の「特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当であると判断する。

カ 条例第7条第6号該当性について

(ア) 上記エのとおり、添付資料①については、条例第7条第2号には該当しないと判断したところであるが、実施機関は、上記イの補足説明のなかで、苦情申出書の申出の趣旨及び添付資料を非公開としたことについて、条例第7条第2号に加えて、同条第6号にも該当するとの主張を追加している。

上記の実施機関の主張について、理由提示の趣旨を重視する観点からは、理由の追加を認めることは望ましいこととは言えない。しかし、紛争の一次的解決や、理由の追加・差し替えが認められないことによる公益上の支障を回避する要請から、当審査会としては、審査請求人にも当該補足説明の内容を送付し、意見提出の機会を確保したうえで、添付資料①の条例第7条第6号該当性についても以下のとおり判断することとする。

(イ) 上記(ア)について、実施機関は、補足説明のなかで、条例第7条第6号該当性について以下のとおり主張している。

苦情の処理にあたっては、実施機関と苦情申出人との信頼関係の存在が不可欠であるところ、個人の人格と密接に関係する情報は、当該個人がその流通をコントロールできるべきであり、苦情申出書そのものが実施機関により公開されると、実施機関に対する苦情申出人の信頼を損ない、苦情処理が著しく困難になるおそれが認められる。

また、今後の同種の苦情処理業務においても、県民等が自己の行動、具体的な主張等が公開されることを懸念し、実施機関に対する苦情申出を躊躇するなど苦情が潜在化し、苦情の実態及び適正な事実関係の把握が困難になることや、問題解決に必要な苦情の相手方の協力を得ることにも支障を生じるなど、業務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。

したがって、苦情申出書に記載された詳細な情報や添付資料は、公開すると上記のような業務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれのある情報として、当初の決定及び非公開理由説明書で該当性を説明した条例第7条第2号に加え、同条第6号にも該当するものと判断した。

(ウ) 条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものについては、非公開情報に該当すると規定している。

また、本号の「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の実施に直接関わる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える間接的な情報も含むものとされ、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求される。

(エ) 上記エのとおり、添付資料①については、具体的な申出の趣旨が記載されているものではなく、インターネット等で誰でも入手可能な情報である。本件苦情申出書において、苦情申出者の具体的な意見が記載されている「申出の趣旨」を非公開と

すれば、添付資料①を公開しても、直ちに苦情が潜在化し、苦情の実態及び適正な事実関係の把握が困難になるなど、業務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとまでは認められない。

このため、添付資料①については、条例第7条第6号にも該当せず、公開すべきであると判断する。

(7) 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名について

本件決定において非公開とされた、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。また、本号ただし書きア及びイに該当しないことは明らかである。

ところで、本号ただし書きウは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は公開することとしている。しかしながら、この例外として、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合には、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとしている。

この規則で定める職については、島根県情報公開条例施行規則（平成13年3月27日島根県規則第10号）第3条で、「条例第7条第2号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55号第1項に規定する職員という。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」と規定されている。

本件決定において、実施機関は、対象公文書に記載された警察職員の氏名を確認し、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員に該当するものについては非公開としたと説明しており、「当該公務員等が規則で定める職にある場合」に該当するため、本号ただし書きウに該当しない。

したがって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、条例第7条第2号に該当する。

(8) 苦情申出者からの相談受理日時等について

ア 審査請求人が意見書において公開を求めている部分は、上記(3)のとおりであるが、審査請求人は、追加意見書において、「苦情申出者からの相談内容及びその他の言動」を除くその他の非公開部分についても、個人の氏名を除けば公にしても個人の権利利益を害するおそれはなく、部分公開をすべきである旨を主張している。

このため当審査会としては、審査請求人が主張するその他の非公開部分のうち、条例第7条第2号に該当することが明らかな部分を除いた、苦情申出者からの相談受理日時等に関する部分の記載内容について、以下検討する。

イ 当審査会において対象公文書を見分したところ、苦情処理報告書の「別添1 調査結果及び処理方針（案）」には、本件苦情申出者からの相談受理日時が記載されていた。

相談受理日時を非公開としたことについて実施機関に確認したところ、上記(5)イと同様に、既に公開されている他の情報に加えて、仮に申出者の近親者、地域住民等であれば保有し、又は入手可能であると通常考えられる情報も組み合わせれば、

申出者が識別され、又は識別され得るとのことであった。加えて、申出者の、自己の行った警察への相談に係る詳細な日時を本人の関知しないところでみだりに公開されない権利利益を害するおそれがある、とのことであった。

相談受理日時は、一般に、それ自体から特定の個人を識別することはできない情報であるといえるが、上記(5)ウのとおり、申出者にとっては、自宅を競売で落札した不動産業者が、詐欺罪及び宅地建物取引業法違反に抵触するとの旨を警察署に相談していた経緯があることからすれば、他人に知られたくない自己の行動に関する情報であるとも思料される。しかし、上記(5)オで判断したとおり、警察署名及び市の名称を非公開とすれば、相談受理日時は、特定の地域住民等であっても他の情報と組み合わせることにより申出者が識別できる情報であるとも認められず、また、公開することにより申出者の権利利益を害する情報であるとも認められない。

このため当審査会としては、相談受理日時は、条例第7条第2号には該当しないと判断する。

ウ 一方、対象公文書には、本件苦情申出者からの相談回数、相談内容の概要及び相談の方法（以下「相談回数等」という。）もあわせて記載されていた。

このうち、相談回数について、合計5回の相談を受理していることは、公開部分の記載内容から明らかとなっている。また、相談内容の概要及び相談の方法についても、既に公開されている他の情報と組み合わせることにより申出者が識別できる情報ではなく、公開することにより申出者の権利利益を害する情報であるとも認められない。

このため当審査会としては、相談回数等についても、条例第7条第2号には該当しないと判断する。

エ 相談受理日時及び相談回数等については、上記イ及びウで述べたとおり、公開することにより申出者の権利利益を害する情報ではなく、また、既に公開されている部分の記載内容から明らかとなっている外形的な事実等に関する内容である。

このため当審査会としては、これを公開しても、直ちに苦情が潜在化し、苦情の実態及び適正な事実関係の把握が困難になるなど、業務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとまでは認められないため、条例第7条第6号にも該当せず、公開すべきであると判断する。

(9) その他の非公開部分について

相談受理日時及び相談回数等を除く、その他の非公開部分に対する上記(8)アの審査請求人の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(10) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

対象公文書	件名	公開しない部分	理由
(ア) 苦情受理報告書	苦情受理報告書	○ 苦情申出者の氏名及び電話番号 ○ 「申出の要旨」の警察署名	・ 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例第7条第2号に該当)
	苦情申出書	○ 苦情申出人の郵便番号、住所、氏名、連絡先及び印影 ○ 「申出の趣旨」の全て	・ 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例第7条第2号に該当) ・ 特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。(条例第7条第2号に該当)
	苦情申出書に添付された資料	○ 添付資料の全て	・ 特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。(条例第7条第2号に該当)
(イ) 苦情処理報告書	苦情処理報告書	○ 苦情申出者の氏名	・ 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例第7条第2号に該当)
	別添 1 調査結果及び処理方針(案)	○ 苦情申出者の住所、氏名、生年月日及び年齢 ○ 警察署名及び市の名称	・ 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例第7条第2号に該当)
		○ 苦情申出人からの相談受理日時、相談内容及びその他の言動	・ 特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。(条例第7条第2号に該当)
		○ 警察職員の氏名	・ 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、島根県情報公開条例第7条第2号ただし書きウに定める規則(島根県情報公開条例施行規則第3条)に規定する公務員の氏名であり、同号ただし書きア及びイに該当しないため。(条例第7条第2号に該当)
別添 2 苦情の申出に係る回答	○ 苦情申出者の氏名 ○ 警察署名	・ 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例第7条第2号に該当)	
(ウ) 公安委員会会議録(平成29年12月14日開催分)		○ 特定の個人の住所、年齢、事案の発生日・時間・発生場所 ○ 警察署名	

別表 2

対象公文書	件名	公開すべき部分
(ア) 苦情受理報告書	苦情申出書に添付された資料	○添付資料42枚のうち、上から数えて20枚目から22枚目、27枚目から32枚目及び23枚目から26枚目
(イ) 苦情処理報告書	別添 1 調査結果及び処理方針（案）	○苦情申出者からの相談受理日時、相談回数等

(諮問第158号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年 4月12日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成30年 5月30日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成30年 6月11日	審査請求人の意見書を受理
令和 2年12月17日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 1月14日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 2月18日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 4月15日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 6月17日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 7月30日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 8月19日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 9月16日 (審査会第8回目)	審議 (第2部会)
令和 3年10月14日 (審査会第9回目)	審議 (第2部会)
令和 3年11月18日 (審査会第10回目)	審議 (第2部会)
令和 3年12月16日 (審査会第11回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 3月17日 (審査会第12回目)	審議
令和 4年 5月27日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会